

2023 年度の税制改正において、個人課税に影響を及ぼす主な項目は、①贈与課税の見直し、②NISA 制度の拡充、の 2 つとなります。今回は、贈与課税の見直しについて確認していきます。その前に、国の税財政の現状を見ておきましょう。

### ●税財政の現状

まず、一般会計における税収ですが、2023 年度予算では 69.4 兆円となっています。バブルの絶頂であった 1990・1991 年度はそれぞれ約 60 兆円ですから、それより 15% 上回っていることとなります。ちなみに 2021 年度が 67 兆円、2022 年度には 68.4 兆円ですから、税収としては順調に持ち直しているように見えます。その大きな原因は消費税の収入増です。

1989 年に導入された時の消費税収は 3.3 兆円だったものが、税率のアップや制度改革によって次第に増加し、2023 年度予算では 23.4 兆円となっています。これは、順調に税収を伸ばしてきた所得税 (21.3 兆円、ちなみに法人税は 14.6 兆円となっています) に匹敵する額です。

ところが、この税収 69.4 兆円に対して、2023 年度予算の歳出総額は 114.4 兆円であり、45 兆円の財政不足。このうち 35.6 兆円は国債の発行で補う予定となっています。

コロナ禍初年度 (2020 年度) の国債発行額は 108.6 兆円を超え、2021 年度も 60 兆円近くの発行が続きましたので、財政状況としてはとても厳しい状況が続いています (国債残高は 2022 年度末には 1029 兆円の見込み)。

この状況を受けて出てきた施策が、①個人資産を倍増させて消費に結びつけようという「NISA 制度の拡充」、②高齢者世代から若い世代に対し早めに資産を移転し消費に結びつけようという「贈与課税の見直し」です。

### ●税務上の贈与の類型は 2 つ

個人間の贈与の税務上の態様は、現在 2 つの類型に分けることができます。

一つは「暦年課税」です。その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に、一人の人 (受贈者といいます。年齢制限なし) に贈与がなされた場合、年間に贈与された財産の価額の合計が 110 万円 (基礎控除) を超えると、超えた金額に一定の率を掛けるやり方で贈与税が課税され、その申告納付は翌年 3 月 15 日までとなります。

税率は、財産の価額の合計額により、多くなればなるほど上がる仕組みになっています (贈与税の超過累進税率は 10~55%)。この場合、贈与税の対象財産は、金銭に換算 (評価) できるすべての財産 (物だけでなく権利なども) で、贈与する人も身内・他人に関係なく、すべての個人とされています (法人からの贈与には贈与税は課税されず、一時所得として所得税が課税されます)。

もう一つは「相続時精算課税」と言います。暦年という期間を区切って計算されるのは「暦年課税」と同じですが、基礎控除 (2500 万円) を超える金額に対して一律 20% を掛けて税額を計算し、翌年 3 月 15 日までの申告納付が求められます。

暦年課税よりも基礎控除が大きく、税率が一律となっていますが、相続が発生した時、この贈与財産は相続財産に、贈与時の価額で足し戻して再計算をするという特徴があります。

相続時精算課税のもう一つの重要なポイントは、複数の者から贈与を受けた場合の取り扱いにあります。相続時精算課税の場合、贈与者は 60 歳以上の父母や祖父母であり、受贈者は 18 歳以上の子や孫です。そして、それぞれ (父母や祖父母) の贈与に対し、別個に基礎控除を使うことができます。つまり、父母や祖父母の

4 人から無税 (基礎控除 2500 万円 × 4 人) で 1 億円の贈与を受けられることとなります。

ただし、一度この制度を利用すると、その贈与者からの贈与では、暦年課税を選択できないことになっているので注意が必要です。

### ●相続時精算課税の改正

2023 年度の「贈与課税の見直し」のタイトルは「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」となっています。

暦年課税の場合、かねてから基礎控除が少なく、超過累進税率の影響を受けるので、まとまった資金を移動しにくいという問題が指摘されていました。

そこで、2003 年に相続時精算課税が創設されたのですが、利用件数はあまり伸びませんでした。創設年には約 7 万 8000 件の利用だったのが、2020 年では 4 万件 (同年の暦年課税は 36 万 4000 件) と少なく、減少傾向が顕著です。

利用を促進すべく今回の改正では、相続時精算課税を選んだ場合、受贈者に対して、新たに年間 110 万円までの基礎控除枠が設けられました。ただし、複数の者から贈与を受けた場合には、その基礎控除を贈与金額で按分することとなります。

### ●暦年課税の改正

相続時精算課税が利用しやすいように改正されたのに対し、暦年課税は課税強化の方向です。従前は、相続開始前の 3 年間の贈与は、相続時精算課税と同じ仕組みで相続財産に加算されていましたが、今回の改正で加算の期間が 7 年に延長されました (延長された 4 年間については、100 万円まで加算されません)。

これらの改正は 2024 年 1 月 1 日以降の贈与に適用される予定です。